

東京医療保健大学 医療保健学部 学生委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学医療保健学部における学生生活に関する事項を審議立案するため、医療保健学部学生委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 医療保健学部の各学科長が任命する専任教員
- (2) 学生支援センター長
- (3) 教務部長

2 第1項第1号の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は医療保健学部・研究科運営会議にて任命する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 学生の福利厚生に関する事項
- (2) 課外活動に関する事項
- (3) 奨学金に関する事項
- (4) 学内の行事に関わる事項
- (5) その他、学生生活に関する事項

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、学生支援センターで行う。

(規程の改定)

第6条 この規程の改定は、医療保健学部・研究科運営会議にて決定する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月8日から施行する。